

墨田区告示第 232 号

墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号）第12条第1項の規定により保管している放置自転車等について、同条例第12条第2項及び同条例施行規則第5条第2項の規定に基づき告示する。

なお、引取期限を過ぎた場合は、同条例第12条第4項及び墨田区撤去自転車リサイクル要綱第4条の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年 5月 14日

墨田区長 山本 亨

- 1 自転車等の種別、形態、車体番号、防犯登録番号又は標識番号、色、撤去日及び撤去場所別添「保管自転車一覧表」のとおり
- 2 保管場所
 - (1) 厩橋自転車保管所（墨田区本所一丁目36番）
押上駅、とうきょうスカイツリー駅、本所吾妻橋駅、両国駅及び
自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (2) 菊川自転車保管所（墨田区菊川三丁目6番10号）
菊川駅、森下駅及び自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (3) 銅像堀自転車保管所（墨田区向島五丁目9番）
小村井駅、鐘ヶ淵駅、京成曳舟駅、東あずま駅、東向島駅、曳舟駅、八広駅及び
自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (4) 江東橋自転車保管所（墨田区江東橋三丁目1番）
錦糸町駅及び自転車等放置禁止区域外 撤去分
- 3 返還期日及び時間
 - (1) 返還期日
令和8年 6月13日まで（自転車）
 - (2) 返還時間
午後2時から午後7時まで
- 4 撤去費用
5,000円（自転車）
- 5 連絡先
墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当
電話 03-5608-6203（直通）

